第二の三の3を同4とし、同2の次に次のように加える。

3　都道府県知事等は、集団感染が判明した場合には、国への報告とともに、法第十六条の規定に基づき、住民及び医療従事者に対する注意喚起を目的として、まん延を防止するために必要な範囲で情報を公表するものとする。その際には、個人情報の取扱いに十分配慮をしつつ、個々の事例ごとに具体的な公表範囲を検討すべきである。また、患者等への誤解や偏見の防止のため、結核に関する正確な情報についても併せて提供することが必要である。

第二の三に次のように加える。

5　法第十七条の規定に基づく結核に係る健康診断に当たっては、必要かつ合理的な範囲において対象を広げるほか、ＩＧＲＡ及び分子疫学的調査手法を積極的に活用することが重要である。特に、分子疫学的調査手法が対象者の正確な捕捉に資すること及びその広域的な実施により集団感染を早期に把握できることから、これまでの調査手法に加えて、分子疫学的調査手法の活用を積極的に図ることとする。

第二の四の1中「そのため」を「我が国の乳児期における高いＢＣＧ接種率は、小児結核の減少に大きく寄与していると考えられるため」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「においては」の下に「、引き続き」を加える。

第二の四の2中「接種率の目標値を生後六月時点で九十パーセント、一歳時点で九十五パーセント」を「接種対象年齢における接種率の目標値を九十五パーセント以上」に改める。

第二の四の3中「被接種者が市町村」を「市町村」に改め、「である」の下に「。被接種者が適切な対応を受けられるよう、コッホ現象が発現した際の適切な対応方法を医療従事者に周知するとともに、住民に対してもコッホ現象に関する正確な情報を提供する必要がある」を加える。

第三の一の1中「適正な」を「適切な」に改め、同1に後段として次のように加える。

また、潜在性結核感染症患者の治療を積極的に推進する。

第三の一の2を次のように改める。

2　現在、我が国における結核のり患の中心は高齢者であり、何らかの基礎疾患を有する者が多いことから、結核単独の治療に加えて合併症に対する治療も含めた複合的な治療を必要とする場合も多く、求められる治療形態が多様化している。また、患者数の減少とともに結核病棟の閉鎖等が進み、大都市部では必要な病床数が不足していることや医療アクセスの悪化している地域があることが課題となっている。そのため、患者を中心とした医療を提供するに当たっては、必要な結核病床の確保等の医療提供体制の再構築が必要であり、対策の重点は結核患者に対する病態等に応じた適切な医療の提供、治療完遂に向けた患者支援等きめ細かな個別的対応に置くことが重要である。

第三の一の6中「適正な」を「適切な」に改め、同6を同9とし、同5中「結核発症」を「結核感染」に改め、「調べ」の下に「、結核に感染している場合には」を加え、「発病予防治療」を「発症予防治療」に、「とともに、入院患者に対し」を「こととし、結核を発症している場合には」に改め、同5を同8とし、同4中「適正な」を「適切な」に、「結核病床を有する」を「結核患者を診療する」に、「隔離の必要な」を「法第十九条第一項及び第三項並びに第二十条第一項及び第二項の規定による入院の措置等（以下「入院措置等」という。）の必要な」に、「措置を採った」を「院内感染予防措置を徹底した」に、「負う心理的重圧」を「心理的負担」に、「療養の」を「中長期にわたる療養の」に、「対応」を「環境の整備」に、「隔離の不要な」を「入院措置等の不要な」に、「結核以外の」を「結核患者以外の」に、「必要がある」を「ものとする」に、「薬物療法を含めた治療の必要性」を「対し確実な服薬を含めた療養方法及び他の患者等への感染防止の重要性」に改め、同4を同7とし、同3中「適正な」を「適切な」に改め、同3を同6とし、同2の次に次のように加える。

3　医療提供体制の再構築に当たっては、都道府県域では、標準治療のほか、多剤耐性結核や管理が複雑な結核の治療を担う中核的な病院を確保するとともに、地域ごとに合併症治療を主に担う基幹病院を実情に応じて確保することにより、中核的な病院を中心として、各地域の実情に応じた地域医療連携体制を整備することが重要である。また、中核的な病院での対応が困難な結核患者を受け入れ、地域医療連携体制を支援する高度専門施設を国内に確保することが重要である。

4　結核患者に対する医療の提供に当たっては、結核病床を確保することが必要である。ただし、現に結核病床が不足している地域等があることを踏まえ、中核的な病院、基幹病院及び結核病床を有する一般の医療機関が連携して個別の患者の病態に応じて治療を受けられる環境を整備するとともに、身近な地域において医療を受けられる体制を確保することが必要である。

5　重篤な合併症患者等については、結核病床を有する第二種感染症指定医療機関など、中核的な病院や基幹病院の一般病床等において結核治療が行われることがあり、また、結核病床とその他の病床を一つの看護単位として治療にあたることもあることから、国の定める施設基準・診療機能の基準等に基づき、適切な医療提供体制を構築することとする。

第三の二の1中「直接服薬確認」を「ＤＯＴＳ」に改め、「とする」の下に「。また、国は必要な抗結核薬を確保するよう努めていくものとする」を加える。

第三の二の2中「地方公共団体においては、」を「地方公共団体が」に改め、「にしつつ」の下に「、ＤＯＴＳの実施状況等について検討するＤＯＴＳカンファレンスや患者が治療を完遂したかどうか等について評価するコホート検討会の充実、地域連携パスの導入など」を加え、「福祉部局」を「社会福祉施設」に、「行う」を「行い、地域連携体制の強化を図る」に改める。

第三の二の3を次のように改める。

3　保健所を拠点とし、地域の実情に応じて、地域の医療機関、薬局等との連携の下に服薬確認を中心に行う患者支援（以下「地域ＤＯＴＳ」という。）を実施するため、保健所は積極的に調整を行うとともに、特に外来でのＤＯＴＳが必要な場合には、保健所自らもＤＯＴＳの場の提供を引き続き行っていくこととする。また、医療機関においては、外来治療とＤＯＴＳを含めた患者支援の一体的な実施を推進するとともに、特に大都市部の住所不定者等が多い地域では、これらの者を対象とする外来医療施設の整備を図ることも検討すべきである。

第三の二の4中「構築する」を「更に推進していく」に改め、「である」の下に「。特に、患者教育の観点から、医療機関における入院中からのＤＯＴＳを十分に行い、地域ＤＯＴＳが有効な患者支援となるよう、これを徹底していくこととする」を加える。

第三の三の1中「把握し」の下に「、結核の診断の遅れの防止に努め」を、「である」の下に「。また、結核の診断の遅れに対する対策として、保健所等においては、医療機関への啓発とともに、結核の早期診断に資する地域連携の取組を継続して行うことが望ましい」を加える。

第三の三の2を削り、同3に後段として次のように加え、同3を同2とする。

そのためには、公益財団法人結核予防会結核研究所（以下「結核研究所」という。）、地方衛生研究所、医療機関及び民間の検査機関などの関係機関が相互に協力し、精度管理を連携して行う必要があることに留意する。

第三の三の4中「適正な」を「適切な」に、「においては」を「において、地域医療連携体制を構築し」に改め、同4に後段として次のように加え、同4を同3とする。

また、その際には、保健所が中心となり、医師会等の協力を得るよう努めるとともに、介護・福祉分野との連携を図ること等が重要である。

第三の三の5中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同5を同4とする。

第四の一の2中「適正な」を「適切な」に改め、「とする」の下に「。さらに、低まん延化に向けて、ハイリスクグループや感染が生じるリスクのある場を特定するとともに、感染経路の把握や海外からの人の移動が国内感染に与える影響を検証するため、分子疫学的手法等を用いた研究を推進することが必要である」を加える。

第四の二の1中「応用研究」の下に「、新薬等を早期に現場に適用するための臨床研究等」を加え、「及び民間」を「、民間及び関係諸学会」に改める。

第四の三中「位置付けから」の下に「、地方衛生研究所と連携し」を加える。